

令和3年度第1回  
沖縄県福祉のまちづくり審議会  
議事概要

【日時】令和3年5月28日(金)10時00分～12時00分

【場所】沖縄県庁6階第1特別会議室

【出席者】委員定数15人のうち13人出席

(会場参加) 上江田繁委員、波平道子委員

(WEB参加) 親川修会長、清水肇委員、高嶺豊委員、仲本潔委員、田中寛委員、岡野真由美委員、津波古ヨシ子委員、山川朝教委員、糸数幸恵委員、筒井昌美委員、宮城寿満子委員 (代理: 富山那覇市障がい福祉課主幹)

【公開・非公開の別】公開

【議事概要】

《審議 障害者等用駐車場の適正利用について》

- これまでの審議で、パーキングパーミット制度（以下「制度」）の導入を答申することや、ダブルスペースの導入を推進する方向性は決定。
  
- 今回の審議会では、制度導入済みの那覇市や浦添市の実施状況や委員からの提供資料を参考に、答申内容について検討を行った。
  
- 委員提供資料
  - ・ ハワイ州における制度（参考資料3）
    - ⇒ ハワイ州での制度対象者は、60m休むことなく歩行ができない人、杖や車いす等の歩行の際の補装具を使っている人、携帯用酸素を使用する人などの基準が定められており、視覚障害、聴覚障害、上肢切断、精神疾患、高齢、妊娠、幼児、発達障害、精神遅滞などは対象とはならない。
    - ⇒ 申請には医師の診断書が必須で、医師の負担にならないよう、申請書の中に対象者としてどの項目に該当するかを医師がチェックする様式となっている。
  - ・ 県建築士会提案
    - ⇒ 制度対象者の考え方については「建築士会提案資料」のとおり。
    - ⇒ 運転免許を所持する当事者が優先的に駐車できるように、利用許可証を3タイプに分けること、利用許可証のタイプごとに運転免許期限などの有効期間の設定を提案。
    - ⇒ 運転免許のない方や同乗者がいる方は、建物近くの乗降所で降車して、同乗者が通常のスペースに駐車するという取組を推進したい。
    - ⇒ 障害者等用駐車スペースやダブルスペースの効率化の提案（「建築士会提案資料」のとおり）。

## ○ 委員からの意見など

## ① 答申方法について

- ・ 制度の理念として、どういう方を対象者とするかを答申の本文で定めるべきではないか。
- ・ ダブルスペースを導入するとして、障害種別等ごとに歩行の困難の程度、配慮の必要性等を検討の上、どういう方にどのような許可証とするのか、その対象者を具体的にどうするのかを議論すべきではないか。

## ② 制度対象者について

- ・ 全国的には、「歩行が困難な方」や「移動の際に特別の配慮が必要な方」が対象。沖縄県で導入する際に、どのような方を対象とするのか検討が必要。
- ・ 基本的には「歩行が困難な方」が対象になると思うが、知的障害など、歩行は問題ないが配慮が必要な方もいる。客観的に配慮が必要ということを証明できれば、「移動の際に配慮が必要な方」も対象としてよいのではないか。
- ・ 他県との相互利用があることを考慮すると、対象者は全国の標準的なレベルとすべきではないか。

## ③ 制度対象となることの証明について

- ・ 全国的には、障害者手帳の何級以上などの基準があり、そのうち「歩行が困難」、「移動の際に特別な配慮が必要」などの要件に該当すれば許可証が交付されている。
- ・ 上肢障害、内部障害、知的障害、難病等は、医師の診断書など、駐車場上の配慮の必要性を客観的に証明してもらうことにすれば、対象者が絞られるのではないか。
- ・ パーキングパーミット制度は特権ではなく、利用者も積極的に動く責任がある。許可証の有効期間を設定しなければ更新も不要なので、診断書の提出を必須としても負担は大きくないのではないか。
- ・ 今でも診断書の取得には苦勞している人がいる。できるだけ複雑な手続は避けた方がよいのではないか。診断書は求めず、申請の際に「歩行が困難」などの対象者の要件を丁寧に説明することでよいのではないか。

## ④ 聴覚障害について

- ・ 団体からは、重複障害の方などで障害者等用駐車場の利用が必要な方はいるが、聴覚障害だけであれば、駐車場における配慮の必要性は高くないという意見であった。
- ・ 必要性が高くないからといって対象外とするのではなく、対象の範囲には入れておいて、申請書や診断書で必要性を判断すればよいのではないか。

## ⑤ 上肢関係障害について

- ・ 制度導入済みの那覇市、浦添市で既に250人以上の方が許可証を交付されており、制度として不利益にならないことは基本。すぐに対象外とするのではなく、聞き取り調査を行うなど、本当に必要とする方への配慮が必要ではないか。
- ・ 頸髄損傷者では、上肢と下肢の両方に障害が多い。上肢障害として許可証を受けている方の中には、下肢障害との重複が多いのではないか。もし上肢と下肢の重複障害であれば、上肢障害が対象外となっても特に問題はないのではないか。

- ⑥ 精神障害者について
  - ・ 精神障害者団体としては、那覇市、浦添市との整合や重複障害の方がいることも踏まえて、手帳1級以上で歩行が困難な方、特別な配慮が必要な方は対象としてもらいたい。
  
- ⑦ 高齢者について
  - ・ 高齢者団体としては、障害者等用駐車場が足りていないところ、高齢者が使えるというPRは行わないようにしている。
  - ・ 現状、健康な高齢者が障害者等用駐車場を利用していると聞いている。そこをまず譲ってもらい区画を確保することが必要で、その啓発が求められる。
  - ・ 要介護認定を受けている方は、何らかの支援が必要な方だと思われるので、要介護1以上の方は対象としてよいのではないか。
  
- ⑧ 難病について
  - ・ 難病は何百種類もあり、歩行に問題がない方もいるのではないか。難病として一括りにすると、対象者を定めることが困難にならないか。
  
- ⑨ 妊産婦について
  - ・ 全国的には、「産後3ヶ月まで」としている団体と、「産後1年まで」としている団体が同数となっているが、長い方を取って「産後1年まで」としてはどうか。
  - ・ 妊産婦については、運転免許を持っている方を対象として、対象は「産後1年半」としてはどうか。
  
- 次回の審議について
  - ・ 引き続き、答申のとりまとめを行う。
  - ・ 次回までに、県内の市町村でパーキングパーミット制度の導入を検討している団体がないか確認してもらいたい。